

岡山市飼料費高騰対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世界的な穀物価格の上昇に伴い、配合飼料・粗飼料の価格が高騰していることから、畜産業者の経営の安定化を図るため、岡山市飼料費高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、岡山市補助金交付規則（昭和48年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 岡山市内に住所を有する者又は主たる事務所を有する法人
- (2) 令和7年以降も畜産業を継続する意思がある者
- (3) 家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、令和7年2月1日時点の家畜飼養数を岡山県知事へ報告した者又は、報告した者から畜産業を継承した者
- (4) 以下のアからエに掲げる「支援金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者

ア 個人又は法人（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(支援金の交付)

第3条 市長は、補助事業者に対し、この要綱に定めるところにより支援金を交付する。

2 支援金の交付は1補助事業者につき1回限りとする。

(交付額)

第4条 前条の規定により補助事業者に対して交付する支援金の金額は、別表に定めるとおりとし、限度額は100万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 支援金に係る申請受付開始日は、令和7年7月1日とする。

2 申請期限は、令和7年9月1日までとする。ただし、補助事業者が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(申請及び交付の方式)

第6条 補助事業者は様式第1号のほか市長が必要と認める書類を添えて申請を行う。

2 支援金の交付は、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(交付の決定等)

第7条 市長は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、その内容を審査の上適正と認めるとき、申請者に対し岡山市飼料費高騰対策事業支援金交付決定及び確定通知書(様式第2号ア)により通知し、支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付することが不相当と認めるときは、岡山市飼料費高騰対策事業支援金不交付決定通知書(様式第2号イ)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める補助事業者の要件に該当しなくなった場合

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後についても適用する。

(書類に不備があった場合等の取扱い)

第9条 申請書に不備等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったこと、その他補助事業者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、補助事業者に対し岡山市飼料費高騰

対策事業支援金返還命令書（様式第3号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金等）

第11条 補助事業者は第8条第1項各号に定める事由による取り消しを受けた場合において、前条の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 補助事業者は、支援金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金事業の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

別表（第4条関係）

家畜区分	交付額
牛	70,000円/1頭
山羊	3,000円/1頭
鶏	20円/1羽

(様式第1号) 表

様式第1号

岡山市飼料費高騰対策事業支援金交付申請書

令和 7 年 月 日

岡山市長 様

〒 _____
申請者 住所

氏名(申請者)
署名又は記名押印
法人名※1

申連絡可能な
電話番号 _____

※1 法人の方は、法人名及び代表者名を記入してください。

私は、事業を継続するため岡山市飼料費高騰対策事業支援金の交付について申請します。また、誓約・同意事項に同意します。

記

1. 交付申請

飼養頭羽数(家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき報告した令和7年2月1日時点の飼養頭羽数)

牛	頭	× 70,000円	(A)	0	円
山羊	頭	× 3,000円	(B)	0	円
鶏	羽	× 20円	(C)	0	円
小 計 (A)+(B)+(C)			(D)	0	円
交付申請額 (D)と交付上限額100万円のうち、 いずれか低い方の金額				0	円

2. 振込口座 交付決定された場合、下記の口座に振込みます。なお、現金交付は行いません。

金融機関名 農協・銀行 組合・金庫	支店・支庁名 店 所	口座種別 を選択 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
口座名義 (申請者名義)	フリガナ				

※必ずフリガナをつけてください

3. 提出書類 裏面チェックシートを確認の上、必要な書類を必ず提出してください。

本申請書、振込先口座通帳の写し(口座名義人、支店名、口座番号がわかるもの)、補助金等交付請求書

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請にあたり、岡山市飼料費高騰対策事業実施要綱の規定を遵守し、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、申請結果のいかんにかかわらず、提出書類の返還は求めません。
- 本申請に係る飼養頭羽数について、岡山県岡山家畜保健衛生所に対し家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく報告内容を岡山市が照会することに同意します。
- 本申請の対象者要件審査のため、岡山市が私の住民記録状況を調査し、住民記録担当課が回答することに同意します。
- 申請書の不備等の事由により審査が完了せず、令和7年9月30日までに追加書類の提出がない場合、又は連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本支援金交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合には当該支援金を返還及び延滞金等を支払うことに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- 申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・警察署等)の求めに応じて提供することに同意します。

※裏面のチェックシートで、提出書類をご確認ください。

▶▶▶

(様式第1号) 裏

提出用チェックシート

【要件】 交付要件、添付書類を確認し、チェックしてください。

項 目	チェック欄	
	申請者☑	事務欄
令和7年以降も畜産業を継続する意思がある。		
令和7年2月1日において、岡山市内に住所又は主たる事務所がある畜産業者である。		
要綱第2条(4)に定める「支援金の交付を受ける者として不適当な者」に該当しない。		

【提出書類】

項 目	チェック欄	
	申請者☑	事務欄
通帳の写し(口座名義は、申請者本人(法人)名義のものに限ります) ・通帳の表紙と、通帳の、口座名義人・支店名・口座番号が確認できるページ		
補助金等交付請求書		
継承確認書類 【令和7年2月1日以降に同一の世帯員から継承された方のみ】 (亡くなられた方の)住民票除票の写し ※亡くなった方からの継承の場合 継承理由書(決まった様式はありません) ※高齢等の理由から継承の場合		

(様式第2号ア)

岡山市指令 第 号
令和 年 月 日

申請者

様

岡山市長 大森 雅夫 ㊟

岡山市飼料費高騰対策事業支援金交付決定及び確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記の支援金については、次のとおり支援金の額を決定及び確定したので岡山市飼料費高騰対策事業実施要綱第7条第1項の規定により通知する。

記

岡山市飼料費高騰対策事業支援金交付決定及び確定額

円

以上

(様式第2号イ)

第 号
令和 年 月 日

申請者

様

岡山市長 大森 雅夫 ㊟

岡山市飼料費高騰対策事業支援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記の支援金については、次のとおり不交付と決定したので岡山市飼料費高騰対策事業実施要綱第7条第2項の規定により通知する。

記

不交付決定の理由

以上

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

申請者

様

岡山市長 大森 雅夫 印

岡山市飼料費高騰対策事業支援金返還命令書

岡山市飼料費高騰対策事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

1. 返還すべき金額 円
2. 返還期限 年 月 日まで
3. 返還を命ずる理由
4. 支援金の交付決定及び確定額 円
5. 支援金の既交付額 円

以上